

教えて!

相談・調査制度についてのQ&A

Q 「第三者相談・調査委員会」とはなんですか

A スポーツを行う者を暴力等から守るため、JSCに設置した委員会をいいます。
委員会は、弁護士、臨床心理士、アスリートOB・OG等により構成され、必要に応じて調査パネルの設置、調査結果を踏まえた助言・勧告等を行います。

Q 相談員はどのような人ですか

A 相談員は、弁護士、臨床心理士、アスリートOB・OG等からJSCで選任しております。実際に相談を行う際には、相談内容に応じて選任している相談員の中から担当者をJSCが選定いたします。

Q 相談に料金はかかりますか

A 無料です。

Q 窓口の受付時間外は相談できませんか

A 受付時間外は留守番電話またはメールにて受付を行います。後日、担当者よりご連絡いたします。

相談窓口設置の経緯

平成25年1月
スポーツ指導における暴力行為等が社会問題化

平成25年2月5日
スポーツ指導における暴力根絶へ向けて
～文部科学大臣メッセージ～(※)が発表

平成25年4月25日
「スポーツ界における暴力行為根絶宣言」(※)を、
公益財団法人 日本体育協会、
公益財団法人 日本オリンピック委員会、
公益財団法人 日本障がい者スポーツ協会、
公益財団法人 全国高等学校体育連盟、
公益財団法人 日本中学校体育連盟 が発表

平成25年12月19日
文部科学省が「スポーツを行う者を暴力等から守るための第三者相談・調査制度の構築に関する実践調査研究協力者会議報告」を発表

平成26年1月10日
JSCにトップアスリート等の相談受付窓口を設置

トップアスリート等の相談受付窓口

スポーツから
ハラスメントを
無くそう!

STOP
暴力
セクハラ

暴力指導にお困りの方はご相談下さい

JAPAN SPORT
COUNCIL
日本スポーツ振興センター

トップアスリート等の相談受付窓口
スポーツからハラスメントを無くそう!
暴力指導にお困りの方はご相談下さい

TEL : 03-6758-0010
Mail : sports.soudan@jpnnsport.go.jp

独立行政法人 日本スポーツ振興センター(JSC)
第三者相談・調査委員会

【トップアスリート等の相談受付窓口】
電話 : **03-6758-0010**
Mail : sports.soudan@jpnnsport.go.jp

日本スポーツ振興センター（JSC）では、スポーツを行うアスリートの権利・利益を守り、公正かつ適切にスポーツが実施できるように、スポーツ指導における暴力行為等に関する相談業務を行っています。

相談の利用対象者は、トップアスリートとその関係者です。相談の対象となるケースは、トップアスリートに対して直近1年以内に行われたスポーツ指導における暴力行為等です。

トップアスリートとその関係者とは？

- オリンピック競技大会代表選手
- パラリンピック競技大会代表選手
- 公益財団法人日本オリンピック委員会が認定するオリンピック強化指定選手

のいずれかに該当する人です。また、相談を行った時点において、上記の地位・身分でなくなってから1年を経過しない人も相談の対象となります。

なお関係者とは、トップアスリートの親族・知人・所属する団体等、トップアスリートと一定の関係を持つ人・団体のことを言います。

どのような指導内容が相談の対象となりますか？

スポーツ指導における暴力行為等が相談の対象となります。ここでいう暴力行為とは、以下のとおりです。

- ① 身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼす行為(体罰等)
- ② ①に準じる心身に有害な影響を及ぼす言動(パワハラ、セクハラ等)
- ③ その他競技者の能力・適性にふさわしくないスポーツ指導(しごき、罰走等)

もしも暴力指導を受けたら(見たら)・・・

練習中に暴力指導を受けた(見た)



指導者等からの暴力、パワハラ、セクハラ等に困っているとき、または近くに困っているアスリートがいるときは、日本スポーツ振興センター（JSC）の相談受付窓口ご連絡しましょう。



JSCの相談受付窓口に電話

JSCの相談受付窓口で担当者が受付し、相談概要のほか必要な情報をお聞きします。

※お聞きした情報について、**受付担当者は秘密を守ります**のでご安心ください。



【トップアスリート等の相談受付窓口】

電話：03-6758-0010

Mail：sports.soudan@jpnssport.go.jp

- 電話受付：火曜、木曜、金曜の13時～16時（年末年始、祝日・休日は除く。）※時間外は留守番電話にて対応
 - メール受付：ホームページ掲載の受付記録票に必要事項を記載して、専用メールアドレスに送る。
- ※詳細はJSCホームページ(<http://www.jpnsport.go.jp>)を参照願います。

相談員に発生状況等を相談



• 相談受付後に、JSC担当者から相談者（選手等）にJSC指定の相談員（以下、「相談員」）の電話番号をお伝えします。

• 相談者（選手等）から相談員に直接連絡していただき、発生状況等の詳細をお話し下さい。

※相談内容の秘密は厳守します。

※個人情報、「個人情報の保護に関する法律」に従い、本人の同意を得ずに他の目的で利用しません。



必要に応じて、調査パネルを設け、勧告等を実施



- 相談内容によって、調査パネル※1を設けて、詳細について調査します。
- 調査パネルは、関係者からの聴聞、資料分析等によって事実認定等を実施します。
- 調査パネルによる調査結果を踏まえ、必要に応じて競技団体、JOC等に対して助言・勧告等を実施します。

※1 弁護士や臨床心理士等複数の有識者からなる調査委員会。



それでも・・・



納得が
できない!

日本スポーツ仲裁機構（JSAA）に仲裁を申し立てできる仕組みを準備中です。